



いとしま電力

糸島の電気を未来の子どもたちへ

電気供給契約

サービス内容説明書



©2013 糸島市 いとゴン#173

2020. 10. 1 版



いとしま電力

糸島の電気を未来の子どもたちへ

もくじ

はじめに

1章 いとしま電力のサービス

- 04……1-1 電気供給サービス
- 04……1-2 WEB サービス「お客様マイページ」
- 05……1-3 サービス区域

2章 電気供給サービス

- 05……2-1 料金プランのご紹介
- 12……2-2 料金支払方法
- 13……2-3 延滞利息・各種手数料・その他費用、違約金等

3章 ご契約について

- 14……3-1 ご契約の流れ
- 15……3-2 お申し込み方法
- 18……3-3 ご契約内容
- 19……3-4 他社からの切り替えにともなう不利益事項

4章 個人情報の取扱いについて

- 20……4-1 利用目的
- 20……4-2 第三者への提供
- 21……4-3 個人情報の取扱い業務の委託
- 21……4-4 個人情報提出の任意性
- 21……4-5 個人情報の開示請求について

5章 いとしま電力について

- 22……5-1 会社紹介
- 22……5-2 困った時のお問い合わせ先

はじめに

1) 本書は、いとしま電力株式会社(以下「当社」といいます)が提供するサービスならびにサービスを提供するための契約事項の概要を説明するものです。

供給契約に係るご契約内容の詳細は電気供給約款(2020年10月20日実施、以下「供給約款」といいます)および別紙-I料金表(2020年10月20日実施、以下「料金表」といいます)にてご確認ください。

2) 当社は、供給約款または料金表を必要に応じて変更する場合があります。

この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の供給約款または料金表によります。変更内容につきましては弊社ホームページに掲示する等、適切な方法によりお客様にお知らせいたします。

なお、本書も、供給約款または料金表の変更に応じて変更されます。



いとしま電力

糸島の電気を未来の子どもたちへ

1章 いとしま電力のサービス

いとしま電力は、小売電気事業者（電気の供給者）である株式会社デンケン（登録番号：A0245）の取次事業者として、お客様と需給契約を締結します。

1-1 電気供給サービス

いとしま電力の電源

- 当社は、太陽光発電所より優先的に電気の調達を行うものとします。
当社は、小売電気事業者である株式会社デンケンが契約している太陽光発電所(2018年10月時点7箇所)より優先的に電気の調達を行うものとします。契約発電所からの調達量が供給量に対して不足する場合は、九州電力株式会社からの常時バックアップや日本卸電力取引所からの調達を含むその他の手段にて電気の調達を行います。
- 当社は、電源の一部に FIT 電気を使用します。
当社が FIT 電気を調達する費用の一部は、当社のお客さま以外の方も含め、電気をご利用の全ての皆様から集めた賦課金により賄われており、この電気の CO2 排出量については、火力発電なども含めた全国平均の電気の CO2 排出量を持った電気として扱われます。
- 当社は、年度(4月1日から翌年の3月31日まで)を単位とし、電源構成の当該年度の計画および前年度実績をインターネット上で開示いたします。

いとしま電力の電気料金プラン

一般的なご家庭向け料金プラン「いとしまのでんき B」、事務所や店舗など電気使用量の多いお客様向けのプラン「いとしまのでんき C」、オール電化のご家庭向けプラン「いとしまのでんき K」「いとしまのでんき N」等をご用意しております。価格表などは、『2章 電気供給サービス』をご覧ください。

1-2 WEB サービス「お客様マイページ」

『お客様マイページ』は、電気をご契約いただいたお客さまがスマートフォンなどでご利用いただける、無料のモバイルサービスです。

電力の見える化サービス

お使いのスマートフォンなどで、1日の電力使用量を確認することができます。1時間毎のグラフ表示だから電気を多く使う時間も分かります。

請求金額確認サービス

毎月の請求金額等をご確認頂けます。

電気供給契約成立後に、ユーザーID・パスワードをメールまたは書面にてお知らせいたします。「お客様マイページ」専用 URL にアクセスし、お客様のユーザーID とパスワードを入力してログインしていただくと、サービスをご利用いただけます。



1-3 サービス区域

当社の電気供給範囲は、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県となります（ただし、離島は除く）。九州以外の地域へは供給できません。

2章 電気供給サービス

2-1 料金プランのご紹介

一般的なご家庭向けの料金プラン、事務所や店舗など電気使用量の多いお客様向けのプラン、オール電化のご家庭向けプラン等をご用意しております。

いとしまのでんき B

一般のご家庭のお客様向けプランとなります。九州電力の料金プラン「従量電灯 B」「スマートファミリープラン」に相当します。

時間帯に関係なく、ご使用量ごとに段階的に料金を設定しています。

| 契約電流 | 基本料金 (1 契約あたり) | 電力量料金 (1kWh あたり) | | |
|------|-------------------|------------------|---------------|-----------|
| | | 最初の 120kWh まで | 121kWh~300kWh | 301kWh 以上 |
| 20A | 473.2 円 | | | |
| 30A | 764.8 円 | | | |
| 40A | 1056.4 円 | 17.08 円 | 21.9 円 | 22.96 円 |
| 50A | 1348.0 円 | | | |
| 60A | 1639.6 円 | | | |

※上記の基本料金、電力量料金に加え、電力量に応じて再エネ賦課金と燃料費調整額を申し受けます。

※まったく電気をご使用にならなかった月の基本料金は、半額となります。

※最低月額料金は 1 契約当り 309.06 円(税込)となります。

※請求書の郵送を希望されるお客様には別途手数料 110 円(税込)を申し受けます。

いとしまのでんき C

商店や事務所等のお客様向けのプランとなります。九州電力の料金プラン「従量電灯 C」「スマートビジネスプラン」に相当します。時間帯に関係なく、ご使用量ごとに段階的に料金を設定しています。

| 契約容量 | 基本料金 (1kVA あたり) | 電力量料金 (1kWh あたり) | | |
|---------------------|--------------------|------------------|---------------|-----------|
| | | 最初の 120kWh まで | 121kWh~300kWh | 301kWh 以上 |
| 6kVA 以上 50kVA 未満 | 273.26 円 | 17.08 円 | 21.9 円 | 22.60 円 |

※1kVA は 10A に相当します。

※上記の基本料金、電力量料金に加え、電力量に応じて再エネ賦課金と燃料費調整額を申し受けます。

※まったく電気をご使用にならない場合の基本料金は、半額となります。



いとしま電力

糸島の電気を未来の子どもたちへ

※請求書の郵送を希望されるお客様には別途手数料 110 円(税込)を申し受けます。

いとしまのでんき K

オール電化等のご家庭向けプランとなります。季節や時間帯毎に単価を設定しております。こちらのメニューは、九州電力の「季時別電灯」でご契約中の方に限りお申し込みいただけます。「電化でナイト」「電化でナイトセレクト」ご契約中のお客様は「いとしまのでんき N」でお申し込みください。

| 契約容量 | 基本料金 (1 契約あたり) | 電力量料金 (1kWh あたり) | | |
|----------------------|-------------------|--|-------------------------------------|-------------------------|
| | | デイトタイム (10 時～17 時) | リビングタイム (8 時～10 時、 17 時～22 時) | ナイトタイム (22 時～翌朝 8 時) |
| 6kVA 以下 | 792.0 円 | 夏季 (7 月 1 日～9 月 30 日) 34.78 円 | | |
| 10kVA まで | 1232.0 円 | | 23.24 円 | 11.89 円 |
| 10kVA 超過分 1kVA 当り | 297.0 円 | その他季 (10 月 1 日～6 月 30 日) 28.92 円 | | |

※1kVA は 10A に相当します。

※九州電力株式会社の 8 時間通電機器割引、5 時間通電機器割引に相当する割引はありません。

※上記の基本料金、電力量料金に加え、電力量に応じて再エネ賦課金と燃料費調整額を申し受けます。

※まったく電気をご使用にならない場合の基本料金は半額となります。

※最低月額料金は 1 契約当り 440.00 円(税込)となります。

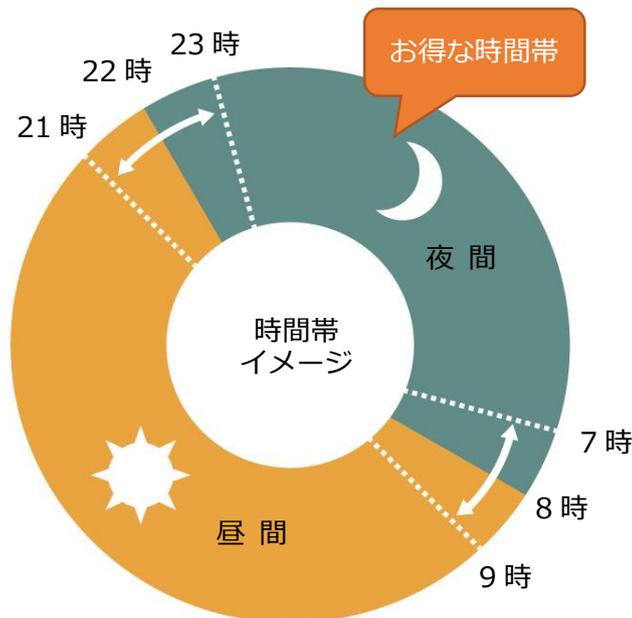
※請求書の郵送を希望されるお客様には別途手数料 110 円(税込)を申し受けます。

いとしまのでんき N

夜間の電力料金が昼間に比べて割安な、オール電化等のご家庭向けのプランとなります。九州電力の料金プラン「電化でナイトセレクト」に相当します。

お得な夜間料金の時間帯を、次の3パターンからお選びいただけます。

- ◇ **いとしまのでんきN21**
夜間時間帯：21時から翌朝7時
就寝時間が遅いなど、朝よりも夜の方がたくさん電気を使われる夜型のお客さまにおすすめです。
- ◇ **いとしまのでんきN22**
夜間時間帯：22時から翌朝8時
他のメニューにも適用されている標準的な夜の時間帯です。
- ◇ **いとしまのでんきN23**
夜間時間帯：23時から翌朝9時
朝のうちに家事等で電気をたくさん使われるお客さまにおすすめです。



| 契約電力 | 基本料金 (1契約あたり) | 電力量料金 (1kWhあたり) | | |
|----------------------|------------------|-----------------|----------------|---------|
| | | 平日昼間 | 休日昼間 | 夜間 |
| 10kW 以下 | 1,510.00 円 | 夏・冬 26.05 円 | 夏・冬 20.73 円 | 12.97 円 |
| 10kW 超過分 | 4,210.00 円 | 春・秋 23.31 円 | 春・秋 17.50 円 | |
| 15kW 超過分 (1kWあたり) | 540.00 円 | | | |

※休日とは、土、日、祝日、1/2～3、4/30～5/2、12/30～31 をいいます。
 ※春・秋とは、3/1～6/30 および 10/1～11/30 をいいます。
 ※九州電力株式会社の8時間通電機器割引、5時間通電機器割引に相当する割引はありません。
 ※上記の基本料金、電力量料金に加え、電力量に応じて再エネ賦課金と燃料費調整額を申し受けます。
 ※まったく電気をご使用にならない場合の基本料金は半額となります。
 ※請求書の郵送を希望されるお客様には別途手数料 110 円(税込)を申し受けます。

★いとしまのでんきNは電気の使用量に応じて契約電力が変動する『実量制』料金メニューです。

契約電力は、当該月と過去 11 カ月分の最大需要電力の中で最も大きな値が適用されます。
 10kW でご契約のお客さまであれば、最大需要電力が **1 ヶ月でも 10kW を超えた場合、それ以降 1 年間は 10kW 超過分の基本料金が適用される** こととなります。ご注意ください。

料金計算方法

電気料金は料金表に定める契約種別ごとに、契約電流・契約容量・契約電力の大きさで決まる**基本料金**と、使用電力量に応じて計算する**電力量料金**に、**再生可能エネルギー発電促進賦課金**を加えて計算いたします。また、電力量料金は、燃料価格の変動に応じて**燃料費調整額**を加算または差し引きして計算いたします。※ただし、全く電気を使用しない場合の基本料金は半額となります。

なお、請求書の郵送を希望されるお客さまには別途手数料 110 円(税込)を申し受けます。



いとしま電力

糸島の電気を未来の子どもたちへ

電気料金計算例

『電気料金』 = 『基本料金』 + 『電力量料金』 + 『燃料費調整額』 + 『再生エネルギー賦課金』

いとしまのでんき B の場合(ご契約電流 : 40A、1 ヶ月の使用電力量 : 370kWh の場合)

| 項目 | 区分 | 金額 |
|----------------------|------------|--|
| 基本料金 | 40A | 1,056.4 円 |
| 電力量料金 | 120kWh まで | 17.08 円×120=2,049.6 円 |
| | 120~300kWh | 21.90 円×180=3,942.0 円 |
| | 300kWh 以上 | 22.96 円× 70=1,607.2 円 |
| 燃料費等調整額 | 使用電力量×単価 | -0.88 円 (年調費等) ×370=-325.6 円 ※令和 2 年 5 月分の単価で計算 |
| 再生可能エネルギー 発電促進賦課金 | 使用電力量×単価 | 2.98 円×370=1,102.6 円 ※令和 2 年度の単価で計算 |
| 電気料金 (合計金額) | | 9,432 円 |

電力量料金については、料金の算定期間(次項③)の使用電力量により算定いたします。

お客さまが検針日(次項①)以外の日より電気の使用を開始(もしくは廃止)した場合は当社の供給約款(IV-19.日割計算)に基づき基本料金、電力量料金の日割計算を行います。

その他、電気料金の算定方法の詳細は、当社の供給約款(IV料金の算定および支払い)に準じます。

検針日、使用電力量の計量および電気料金の算定期間

① 検針日

検針日は、託送供給等約款に基づき、一般送配電事業者が定めます。

なお、当社は、あらかじめお客さまにこの検針日をお知らせいたします。

② 使用電力量の計量

使用電力量の計量は、1 ヶ月ごとに一般送配電事業者の計量器により計量した値といたします。

③ 電気料金の算定期間

電気料金の算定期間は、原則として、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間といたします。

ただし、お客さまが電気の使用を開始(もしくは廃止)した場合は開始した日~検針日の前日(もしくは検針日~廃止した日の前日)の期間となります。

2-2 料金支払方法

電気料金については、**口座振替**または**クレジットカード決済**にて毎月期日までにお支払いいただきます。

工事費負担金その他についてはその都度、金融機関等を通じての**振込み**により期日までにお支払いいただきます。ただし、一般送配電事業者の検針スケジュールやその他特別の事情がある場合には、2 ヶ月分以上の電気料金をまとめてお支払いいただくことがあります。

口座振替を希望される場合

電力供給契約お申し込みの際に当社指定の様式にてお申し出いただきます。記入の仕方は 3 章 3-2 お申し込み方法の「記入方法②」をご覧ください。

クレジットカード決済を希望される場合

電力供給契約お申し込みの際に WEB 申込ページからお申込みください。

料金の支払期限

料金の支払期限は、原則として検針日の翌月の月末といたします。

なお、口座振替をご利用の場合の引落日は、検針日の翌月の27日(27日が土日の場合はその次の平日)となります。

クレジットカード決済のお支払日は、クレジットカード会社やクレジットカードの種類によって異なります。ご契約中のクレジットカード会社にご確認ください。

<ご注意>

- 原則として、電気料金に係る請求通知を書面では発行いたしません。
使用電力量および電気料金、その他ご請求金額等は専用の Web ページにてご確認ください。
なお、書面による通知「電気料金等請求書」を希望される場合には、**請求書発行手数料として1通につき110円(税込)**を電気料金とは別に申し受けます。
- クレジットカード決済をご利用いただけるのは、一般家庭のお客様のみにとなります。
法人または個人商店・事務所などでご契約のお客様は、口座振替にてお支払いいただきます。
- お客様のご都合により、お支払いが支払期日までになされなかった場合、当社よりメールや書面でお支払いのご案内またはコンビニ振込用紙(払込取扱票)等を郵送し、振込みでのお支払いをお願いすることがございます。その際は、**払込取扱票発行手数料として1通につき330円(税込)**を電気料金とは別に申し受けます。

2-3 延滞利息・各種手数料・その他費用、違約金等

延滞利息

お客様が支払期日を経過してなお電気料金をお支払いいただけない場合は、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて、延滞利息(年利10%)を申し受けます。

ただし、支払い期日より15日以内にお振込み頂く場合のみ延滞利息はかかりません。なお、延滞利息のお支払いは電気料金のお支払いが完了した日より算出し、次回以降の電気料金に加えて請求いたします。

各種手数料

① 解約手数料

契約締結より1年未満の解約となった場合のみ、解約手数料4,400円(税込)を申し受けます。

ただし、引越し等のやむを得ない事由により解約となる場合、解約手数料はかかりません。

② 請求書発行手数料

書面による通知「電気料金等請求書」を希望される場合には、請求書発行手数料として1通につき**110円(税込)**を電気料金とは別に申し受けます。

③ 支払取扱票発行手数料

お支払いが支払期日までになされなかった場合は、**メールや書面でお支払いのご案内またはコンビニ振込用紙(払込取扱票)等**を発行し、振込でのお支払いをお願いします。その際、**払込取扱票発行手数料として1通につき330円(税込)**を電気料金とは別に申し受けます。

ただし、引落口座やカード情報の登録が間に合わない等のやむを得ない事由で支払取扱票等が発行される場合は、支払取扱票発行手数料はかかりません。

その他費用、違約金等

● 工事負担金

当社は、一般送配電事業者からお客さまへの電気の供給に係る工事費負担金の請求を受けた場合、請求を受けた金額に相当する金額を、原則として一般送配電事業者の工事着手前にお客様から申し受けます。



いとしま電力

糸島の電気を未来の子どもたちへ

● 違約金

お客様が、電気工作物の改変等によって不正に電気を使用され、そのために電気料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。

3章 ご契約について

3-1 ご契約の流れ

お客様から申込書を受理し、切り替えの手続きを開始いたします。

1 ご利用開始申込書、口座振替依頼書^{※1}の受理またはカード情報登録の確認

「ご利用開始申込書」と「口座振替依頼書」に必要事項を記入、押印の上、いとしま電力へご提出ください。※1 カード決済をご希望の方は、「口座振替依頼書」の提出は不要です。

2 当社にて切替え手続き

専用のシステムを通じて、切り替えの手続きを行います。この時点で、スマートメーター設置の依頼や、お客さまが現在ご契約中の電力会社への切替通知などの処理を行います。

3 スマートメーターへの交換

スマートメーターへの交換は、一般送配電事業者（九州電力）や、その請負会社にて実施されます。詳しくは後述の「スマートメーターの設置、その他工事費用」をご覧ください。

4 当社から契約締結完了と供給開始日のお知らせを郵送

契約手続きが完了し供給が可能になると、「契約内容のお知らせ」をお送りいたします。このお知らせには、**供給開始日の他、お客さま番号、アカウントID、パスワード**といったサービス利用に必要な情報が記載されます。「**ご契約のおしらせ**」は、**無くさないように大切に保管してください。**

5 電力供給開始

供給開始は原則として、手続き完了またはスマートメーター設置後に迎える最初の検針日となります。

手続き完了またはスマートメーター設置までにかかる日数の目安は以下のとおりです。

◇ スマートメーター未設置の場合…手続き開始後 8 営業日 + 2 暦日

◇ スマートメーター設置済の場合…手続き開始後 1 営業日 + 2 暦日

<例外>

お引越しの場合は、お客様がご希望される日を供給開始の日といたします。万一、ご契約のお申し込みが電気使用開始の翌日以降となった場合でも、最初に電気を使用した日まで日にちをさかのぼってご契約することができます。

契約の都合によっては、「ご契約のお知らせ」が電気供給開始日にお手元に届かない場合がございます。その場合も、電力供給は開始されますのでご安心ください。

スマートメーターの設置、その他工事費用

- スマートメーターが設置されていないお客様は、スマートメーターへの交換が必要となります。
- スマートメーターとは、遠隔から自動検針、30分ごとの電気のご使用量を計量することができる電力メーター（計量器）です。
- スマートメーターへの取替工事に係る費用は原則無料で、停電することはありません。やむを得ず停電工事になる場合は、事前に工事業者より連絡があります。
- スマートメーターは、九州電力株式会社の送配電事業部門（以下、一般送配電事業者といたします）が設置、所有し、維持及び運用を行います。
- スマートメーターへの設置工事日につきましては、事前に、一般送配電事業者または工事会社等からお客さま宛てにお知らせいたします。
- お客様のご要望（計量器の設置位置の変更等）によって、一般送配電事業者が維持および運用する供給設備に工事が発生する場合には、一般送配電事業者の託送供給等約款および当社の供給約款に記載されている内容に基づき、お客様に工事費負担金に相当する金額をご負担いただくことがあります。この場合、当社からお客様にお知らせし、原則として工事着手前に、当該工事費負担金をご請求させていただきます。

3-2 お申し込み方法

利用開始申込書

ホームページからお申し込みされる場合

ホームページの案内に沿って必要事項と書類の入力・添付等をお願いします。

お電話・メール・郵送・Fax 等でお申し込みされる場合

後述の記入方法①を参考に「利用開始申込書」をご記入ください。

お支払方法の情報登録

口座振替の方

- ① 「口座振替依頼書」をお送りします。後述の記入方法②を参考に、必要事項をご記入ください。
- ② 「口座振替依頼書」は3枚綴りです。すべてに押印をお願いします。
- ③ 3枚目（**黒色**）がお客様控えとなります。それ以外を「利用開始申込書」と一緒にご提出ください。

クレジットカード決済の方

ホームページの案内に沿ってご入力ください。



いとしま電力

糸島の電気を未来の子どもたちへ

記入方法①

●利用開始申込書（黒色のボールペンではっきりと太枠内をご記入ください）

| 利用開始申込書 | | いとしま電力 | | 当社控 | |
|---|--|-------------------------------|----------|-------------------------------------|--|
| お申込日(西暦) 2020年10月1日 | | 該当項目を○でお困みください。 新規 ・変更 | | ご返送ください | |
| ①ご契約について | | | | | |
| ご契約者様区分 | <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 法人 | | 1 | | |
| フリガナ | イトシマ タロウ | | ご連絡先 | 自宅 092-***-**** 携帯 090-****-**** | |
| ご契約者様氏名 | 糸島 太郎 | | 生年月日 | 西暦 19** 年 ** 月 ** 日 | |
| ご契約者様住所 | 〒 819-**** ** 県 ** 市 1丁目2番 ** マンション101号 | | | | |
| メールアドレス | itoshima@****.*** ※料金明細をネット参照される方は必須 | | | | |
| ②お申込区分 | | | | | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 使用中の電気の契約を他社から変更したい | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 引越し先の電気の契約を結びたい | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 新築等の理由により、初めて電気を使用する | | | | | |
| ③現在のご契約について | | | | | |
| 供給地点特定番号 | 09-0000-****-****-****-**** | | | | |
| 現在の電力会社 | 九州電力 | 現在のご契約名義 | イトシマ タロウ | | |
| 現在のお客番号 | 50-***-***-**-*****-** | | | | |
| 現在の契約アンペア/容量 | [30] アンペア | | | | |
| ④お申込内容 | | | | | |
| 電気の使用様氏名 | フリガナ | 同上 | ご連絡先 | 自宅 携帯 | |
| 電気の使用場所 | 〒 同上 | | | | |
| ご契約プラン | <input checked="" type="checkbox"/> いとしまのでんきB <input type="checkbox"/> いとしまのでんきC <input type="checkbox"/> いとしまのでんきK | | | | |
| 契約アンペア/容量 | <input checked="" type="checkbox"/> 現在のまま <input type="checkbox"/> 変更希望 [] アンペア | | | | |
| ご使用開始日 | 原則として次回検針日からの開始となります。 西暦 年 月 日 ※お引越・新築等のお客様のみご記入ください | | | | |
| 電気料金明細 | <input checked="" type="checkbox"/> インターネットで確認 ※書面の送付は致しません。 <input type="checkbox"/> 書面で確認 ※郵送手数料として別途月額100円+消費税が必要です。 | | | | |
| お支払方法 | <input checked="" type="checkbox"/> 口座振替 <input type="checkbox"/> クレジット決済 | | | | |
| 同意事項 | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ●サービス内容を理解したうえで申し込みをします。 ●電気供給約款の記載内容について承諾します。 ●申し込みの際、裏面の「不利益説明事項」を読み、内容を理解したうえで申し込みをします。 ●申し込みの際、裏面の「個人情報の取扱いについて」を読み、内容を理解したうえで申し込みをします。 ●現在、暴力団員、暴力団準構成員、総会屋等の反社会勢力には該当せず、将来にわたっても該当しません。 | | | | | |
| 上記の内容に間違いありません。 ご署名欄 糸島 太郎 | | | | | |
| 直筆でご署名ください | | | | | |
| 当社記入欄 <input type="checkbox"/> 書類交付確認 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> | | | | | |
| ご紹介者名 <input type="text"/> | | | | | |

記入方法②

- 預金口座振替依頼書（記入に不備がある場合は、返送させていただきます）

訂正例 5 6 7
1 2 3 4 ~~4 5 6~~

(金融機関用)

預金口座振替依頼書 自動払込利用申込書 (収加)

SMBC
SMBCファイナンスサービス

私は、SMBCファイナンスサービス株式会社から請求された金額を私名義の下記預金口座から預金口座振替によって支払うこととしたいので、預金口座振替規定を確約のうえに申し込みます。

| | | | |
|--------|--------------------|--------------|----------------------------|
| 収納代行会社 | SMBCファイナンスサービス株式会社 | 振替日 (払込日) | 5日・6日 23日・27日 (金融機関休業日) |
|--------|--------------------|--------------|----------------------------|

3枚複写です。3枚すべてに押ししてください。

ゆうちょ銀行以外の銀行、または、ゆうちょ銀行のうち、どちらか一方に記入してください。

ゆうちょ銀行以外の銀行

| | | | |
|----------------------------------|-------|-------------------|------------------------|
| 金融機関コード | 支店コード | 預金種目 (どちらかに○印) | 口座番号 (右詰めでご記入ください。) |
| ○○ | △△ | ○ 1. 普通 2. 当座 | ***** |
| (フリガナ) | | 金融機関お届け印 | |
| 口座名義人 | | 系島 太郎 | |
| 法人の場合は、社名、代表者 役名、氏名を省略せずご記入ください。 | | | |

ゆうちょ銀行

| | | | |
|---|---------|---------------------------|-------------------|
| (フリガナ) | | ゆうちょ銀行お届け印 | |
| 口座名義人 | | 系島 太郎 | |
| 法人の場合は、ゆうちょ銀行へお届けの社名、代表者 役名、氏名を省略せずご記入ください。 | | | |
| 種目コード | 契約種別コード | 記号 (6桁目がある場合は※欄にご記入ください。) | 番号 (右詰めでご記入ください。) |
| 166301 | 0 | ※ | 0 |

払込先口座番号 00110-5-58830 払込先加入者名 SMBCファイナンスサービス株式会社

金融機関へのお届け印ですか

ご注意!

〈収納企業使用欄〉

| | |
|-------|--------|
| 収納企業名 | 料金等の種類 |
| 契約者番号 | 委託者コード |
| | 顧客コード |

(フリガナ) **イトシマ タロウ**

申込人名 **系島 太郎** 申込人住所 **〒 〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇**

☎ ご住所は2枚目にご記入ください。

—預金口座振替規定— ※ゆうちょ銀行払いは除く。

- 銀行（金庫・組合）に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、預払戻請求書の提出または小切手の提出はしません。
- 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻しのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。）をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
- この契約を解約するときは、私から銀行（金庫・組合）に書面により届出ます。尚、この届出がないまま長期間にわたり会社から請求がない等相当の事由があるときは、特に申出をしない限り、銀行（金庫・組合）はこの契約を終了したものと取扱ってさしつかえありません。
- この預金口座振替についてかりに紛議が生じても、銀行（金庫・組合）の責めによる場合を除き、銀行（金庫・組合）には迷惑をかけません。

ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

(金融機関へのお願い)
この預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書に不備がありましたら、不備返却事由欄の該当項目に○印をつけて速やかに右記不備返却先へご返送ください。

(不備返却先)
SMBCファイナ
〒108-6350

金融機関使用欄

| | |
|--------------------------|----------|
| 1. 預金(貯金)取引なし | 3. 印鑑相違 |
| 2. 記載事項等相違 | |
| 店名、預金種目、口座番号、記号番号相違、口座名義 | |
| 4. その他 () | |
| 備考 | |
| 検印 | 印鑑照合 受付印 |

(注)「ゆうちょ銀行」の場合は、マニュアル(取扱説明)をご参照いただき、請求データの作成を十分確認いたします。

SMBCファイナンスサービスへ
発行日 〇月 〇日

3枚目はお客さま控えとなります。書類提出時に切り取って、お手元で保管してください。



3-3 ご契約内容

契約電流(A)、契約容量(kVA)、契約電力(kW)

(1) 契約電流

- 契約電流は、ご契約上使用できる最大電流（アンペア[A]）をいい、交流単相2線式標準電圧100ボルト（V）に換算した値といたします。また、契約電流は、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客様の申出によって定めます。
- 契約電流に応じて一般送配電事業者が、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます）を取り付けます。なお、この電流制限器等の取り付けに伴い、お客様が費用をご負担されることはありません。

(2) 契約容量

- ご契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア[kVA]）をいい、原則として、あらかじめ設定していただいた契約主開閉器の定格電流に基づき算定された値といたします。

(3) 契約電力

- ご契約上使用できる最大電力（キロワット[kW]）をいい、原則として、需要場所における負荷設備の内容等を基準として定められる値といたします。なお、「いとしまのでんきN」は実量制となり、この限りではありません。詳細は当社料金表の「いとしまのでんきN」の項をご参照ください。

供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、一般送配電事業者の託送供給等約款の定めによりますが、原則として、交流単相2線式標準電圧100ボルト(V)もしくは200ボルト(V)、交流単相3線式標準電圧100ボルト(V)および200ボルト(V)、周波数は標準周波数60ヘルツ(Hz)といたします。

需要家の責任に関する事項の遵守

お客様が当社に供給契約に係るお申込みをいただくにあたり、一般送配電事業者の託送供給等約款およびその他の託送供給に関する供給条件等に定められた「需要家の責任に関する事項」を遵守し、かつ、当該事項を遵守する旨の承諾をしていただきます。

需要家の責任に関する事項の例

- 電気の供給に必要な業務を行うために、一般送配電事業者や関連業者がお客様の敷地内等に立ち入る場合、その立入り許可の承諾等の協力をしていただきます。
- 電気の供給上または保安上必要がある場合に電気の使用中止、または制限にご協力いただきます。
- お客様への電気の供給にあたり、一般送配電事業者の供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等についてご協力いただきます。
- 電気工作物に異常もしくは故障がある、またはその恐れがある場合、もしくはお客様が電気工作物の変更の工事を行った場合、その旨を一般送配電事業者へ通知していただきます。

電気供給約款の変更および説明方法に関する事前のご承諾

- お客様が当社へ供給契約をお申込みいただくにあたり、当社の供給約款をあらかじめご承諾いただきます。
- 当社は、次の場合に供給約款を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は変更後の電気供給約款によります。
 - ① 一般送配電事業者の託送供給等約款が改定された場合、関連する法令等が改正された場合その他当社が必要とした場合
 - ② 消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税の税率が変更された場合
 - ③ その他当社が特に必要と判断した場合
- 当社が供給約款等の供給契約に関する条件を説明した書面を交付する場合、専用の Web サイトに記載する方法その他当社が適当と判断した方法により行うこと、および説明内容や記載事項を当社が一部省略することについて、お客様が同意するものといたします。
- 当社の供給約款の変更の内容が供給契約の内容の実質的な変更を伴わない場合等における供給条件の説明については、当社は、関係する法令等の範囲内において、原則としてその変更の内容のみをお客様にお知らせいたします。

3-4 他社からの切り替えにともなう不利益事項

供給契約を他の小売電気事業者から当社に切り替えていただく場合に、次のような不利益を被る可能性がありますのでご注意ください。実際にどのような不利益を被るかにつきましては、現在の小売電気事業者とのご契約内容をご確認ください。

不利益事項の例

- 契約期間中の解約に伴う違約金の発生（複数年契約などの場合）
- 各社発行ポイント等特典の失効
- 継続利用割引に適用される継続利用期間の終了
- 過去電力使用量に関する小売電気事業者への照会不可



4章 個人情報の取扱いについて

当社はお客様の個人情報をお預かりすることになりますが、そのお預かりした個人情報の取扱いについて、次のように定め、保護に努めております。

4-1 利用目的

- 1) お問い合わせに対する回答を行うため
- 2) 資料請求に対する発送のため
- 3) サービス実施のため
- 4) 当社の商品、サービス、催し物のご案内のため
- 5) アンケート調査、モニター募集のため

4-2 第三者への提供

当社は以下の者との間でお客さまの個人情報を共同で利用^{※1}することがあります。

共同利用する者の範囲

- 小売電気事業者^{※2}
- 一般送配電事業者^{※3}
- 電力広域的運営推進機関
- 需要抑制契約者^{※4}

共同利用の目的

- 1) 託送供給契約又は電力量調整供給契約（以下「託送供給等契約」といいます）の締結、変更又は解約のため
- 2) 小売供給契約又は電気受給契約（以下「小売供給等契約」といいます）の廃止取次^{※5}のため
- 3) 供給（受電）地点に関する情報の確認のため
- 4) 電力量の検針、設備の保守・点検・交換、停電時・災害時等の設備の調査その他の託送供給等契約に基づく一般送配電事業者の業務遂行のため
- 5) ネガワット取引に関する業務遂行のため

共同利用する情報項目

- 1) 基本情報：氏名、住所、電話番号及び小売供給等契約の契約番号
- 2) 供給（受電）地点に関する情報：託送供給等契約を締結する一般送配電事業者の供給区域、離島供給約款対象、供給（受電）地点特定番号、託送契約高情報、電流上限値、接続送電サービスメニュー、力率、供給方式、託送契約決定方法、計器情報、引入柱番号、系統連系設備有無、託送契約異動年月日、検針日、契約状態、廃止措置方法
- 3) ネガワット取引に関する情報：発電販売量、需要調達量、需要抑制量、ベースライン

共同利用の管理責任者

- 1) 基本情報：小売供給等契約を締結している小売電気事業者又は一般送配電事業者

2) 供給（受電）地点に関する情報：供給（受電）地点を供給区域とする一般送配電事業者

3) ネガワット取引に関する情報：需要抑制契約者

※ 1 当社は、共同利用の目的のために必要な範囲の事業者限定してお客さまの個人情報を共同利用するものであり、必ずしも全ての小売電気事業者、一般送配電事業者及び需要抑制契約者との間でお客さまの個人情報を共同利用するものではありません。

※ 2 小売電気事業者とは、電気事業法（昭和39年7月11日法律第170号）第2条の5第1項に規定する登録拒否事由に該当せず、資源エネルギー庁のホームページに掲載されている登録小売電気事業者一覧記載の事業者をいいます。

※ 3 一般送配電事業者とは、北海道電力株式会社、東北電力株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力株式会社、北陸電力株式会社、関西電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社、九州電力株式会社及び沖縄電力株式会社をいいます。

※ 4 需要抑制契約者とは、一般送配電事業者たる会員との間で需要抑制量調整供給契約を締結している事業者（契約締結前に事業者コードを取得している事業者を含みます）をいいます（事業者の名称、所在地等については、電力広域的運営推進機関のホームページ（<https://www.occto.or.jp/privacy/negawatt-jigyousya.html>）をご参照ください）。

※ 5 「小売供給等契約の廃止取次」とは、お客さまから新たに小売供給等契約の申込みを受けた小売電気事業者が、スイッチング支援システムを通じて、お客さまを代行して、既存の小売電気事業者に対して、小売供給等契約の解約の申込みを行うことをいいます。

4-3 個人情報の取扱い業務の委託

当社は、事業運営上、お客様により良いサービスを提供するために業務の一部を外部に委託しており、業務委託先に対してお客様の個人情報を預けることがあります。

4-4 個人情報提出の任意性

お客様が当社に対して個人情報を提示することは任意です。ただし、個人情報を提出されない場合には、当社からの返信やサービスを実施できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

4-5 個人情報の開示請求について

お客様には、お客様の個人情報の利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止を要望する権利があります。



いとしま電力

糸島の電気を未来の子どもたちへ

5章 いとしま電力について

5-1 会社紹介



いとしま電力

糸島の電気を未来の子どもたちへ

いとしま電力株式会社

所在地：〒819-11032 福岡県糸島市高田4丁目1-18 吉住ビル1F

代表取締役：吉本 龍一

資本金：2,000,000円

株主構成：一般社団法人いとしま電力総合研究所、吉本龍一

ホームページ：<https://pps-itoden.jp>

5-2 困った時のお問い合わせ先

サービス・料金・ご契約について

いとしま電力株式会社 問い合わせ窓口

電話：092 - 335 - 3775

メール：info.ito@pps-itoden.com

受付時間：9:00~17:30（土日祝日、年末年始を除く）

※メールでお問い合わせの際は、@pps-itoden.comのドメインのメールを受信できるよう、あらかじめメールの受信設定のご確認をお願いします。

停電について

● いとしま電力株式会社 問い合わせ窓口

電話：092 - 335 - 3775

受付時間：9:00~17:30（土日祝日、年末年始を除く）

● 九州電力送配電コールセンター

※休日や夜間等の場合はこちらもご利用ください。

電話：0120-986-306（受付時間:24時間受付可能）